

肥料高騰対策資源活用推進事業実施要領

制定：令和 5 年 5 月 9 日付け農園第 2 7 4 号

第 1 趣旨

肥料高騰対策資源活用推進事業の実施については、岐阜県補助金交付規則（昭和 57 年規則第 8 号、以下「交付規則」という。）及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け農政第 294 号農政部長通知、以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、岐阜県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第 2 の 1 の（2）に定める県農業再生協議会をいう）とする。

第 3 取組実施者

取組実施者は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）第 3 に定める取組実施者とする。

第 4 事業の内容

事業実施主体は、以下に掲げる事業を行うものとする。

1 肥料高騰対策資源活用事業

別記 1 に基づき、化学肥料の使用量の 2 割低減に向けて取り組む取組実施者（以下「資源活用事業取組実施者」という。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 肥料高騰対策資源活用推進事業

別記 2 に基づき、1 の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、資源活用事業取組実施者が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

第 5 補助金の交付額

県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。

第 6 補助対象経費

本事業の補助対象経費及び補助率は、別記 1 及び別記 2 に掲げるとおりとする。

第7 補助対象としない経費

補助対象としない経費は、国実施要領第7に定める経費とする。

第8 取組実施者の募集方法

取組実施者の募集方法は、国実施要領第8に定める方法とする。

第9 事業実施の手続等

1 事業実施計画の作成及び変更

(1) 事業実施主体は、様式第1-1号により、事業実施計画書を作成し、交付要綱に定める交付申請書とともに、知事が別に通知する日までに提出するものとする。

(2) 事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)の手続きに準じて事業実施計画を変更し、知事の承認を得るものとする。

ア 補助事業の中止又は廃止

イ 補助事業者における30%を超える補助金の増減

2 取組計画書の作成及び変更

岐阜県様式1-1号に定める取組計画書の作成及び変更については、国実施要領第9の2に定める手続きで実施する。

3 事業実績の報告

事業実績の報告については、国実施要領第9の3に定める手続きで実施する。

第10 補助金の返還

補助金の返還については、国実施要領第10に準じた手続きで実施する。

第11 事業実施状況の報告等

事業実施状況の報告等は、国実施要領第11に定められた手続きで実施する。

第12 事業の評価等

事業の評価等については、国実施要領第12に定められた手続きで実施する。

第13 取組の中間報告等

取組の中間報告は、国実施要領第13に定められた手続きで実施する。

第14 証拠書類の保管

証拠書類の保管は、国実施要領第15に定められた方法で保管する。

附則

この要領は、令和5年5月9日から施行する。

別記1（第3、第4、第6関係）

肥料高騰対策資源活用事業

第1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

2の支援金の交付を受ける参加農業者にあつては、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。その際、令和3年度までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、令和3年度までに既に2つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに取り組む、又は令和3年度までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）

キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用

サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）

シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用

ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し
（アからスまでに係るものを除く。）

ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等
（以下「地域特認技術」という。）の利用

(2) 地域特認技術について

ソの地域特認技術については、国の肥料価格高騰支援事業で認定を受けた技術（岐阜県に限る）と同様とする。

2 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援金の額} = (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.15$$

$$\text{前年の肥料費} = \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div 0.9$$

(2) 当年の肥料費とは、令和4年11月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

(3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。

第3 補助対象経費

資源活用事業取組実施者に対する支援金に限るものとする。

第4 補助率

肥料高騰対策資源活用事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別記2（第4及び第6関係）

肥料高騰対策資源活用推進事業

第1 事業の目的

肥料高騰対策資源活用事業（以下「資源活用事業」という。）の効果を十分に発揮させるため、資源活用事業取組実施者への当該事業の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 事業の内容

1 肥料高騰対策資源活用推進事業（以下「活用推進事業」という。）において実施することができる取組内容は、以下に掲げるものとする。

（1）推進及び指導

事業実施主体は、資源活用推進事業の概要及びその実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、資源活用事業取組実施者に対し、指導や助言等を行う。

（2）交付事務

事業実施主体は、資源活用事業取組実施者から提出された申請書等の審査や資源活用事業取組実施者に対する支援金の交付等に係る事務を行う。

（3）実施確認

事業実施主体は、支援金の交付の対象となる取組について、資源活用事業取組実施者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

（4）その他必要な事項

（1）から（3）までの取組のほかに、活用推進事業の推進に必要な取組を行う。

第3 補助対象経費

補助対象経費は別表1に掲げる経費とする。

第4 補助率

資源活用推進事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別表1 (第6 関係)

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上料	・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費に限るものとする。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷の経費	
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・本事業の実施に直接必要ない現地確認等に要する燃料代	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に添付する印紙等に係る経費	

(注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は資源活用事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めない

ものとする。

2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。